

## 富山県河川砂利の採取等に係る許認可要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、河川法（昭和39年法律第167号）第25条に基づく土石等の採取の許可又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条に基づく河川砂利の採取計画の認可（以下「許認可」という。）の取扱いについて、関係法令及び通達に定めがあるもののほか、県が管理する河川（ダム の湛水区域を除く。）の適正な維持管理のもと、計画的かつ安全な砂利等の採取に資するため必要な事項を定めるものとする。

### (申請書等の提出期日)

第2条 砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令・建設省令第1号。以下「省令」という。）第3条第1項の規定により提出する申請書は、砂利等の採取（洗浄を含む。以下同じ。）に着手しようとする1か月前までに河川管理者に提出しなければならない。

2 省令第4条第1項の規定により提出する変更認可申請書は、変更予定の10日前までに河川管理者に提出しなければならない。

### (許認可の対象)

第3条 許認可の申請があった場合において、河川の維持管理の適正化、災害防止等を図るため、申請者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 砂利採取法第3条の登録を受け、かつ中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づいた組合であること。
- (2) 砂利採取法第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）で、河川の維持管理の適正化及び災害防止の履行について、過去の実績、資力及び信用等から十分な能力があると知事が特に認める砂利採取業者。

### (許認可の期間)

第4条 許認可の期間は1年以内とする。

### (許認可の基準)

第5条 許認可を受ける場合は、他に定める法令及び通達によるほか、原則として次に掲げる事項を充たしていなければならない。

- (1) 河川管理者は、砂防指定地を含む流域の総合的な土砂管理に配慮したうえで、河川の維持管理及び河川工事の施行に支障がないと判断した箇所において、許認可を行うものとする。
- (2) 採取方法等は、次によるものとする。ただし、河川の保全、利用その他管理上支障ないものと河川管理者が認める場合はこの限りではない。
  - ① 掘削の範囲については以下のとおりとする。ただし、砂防指定地については、別途定める「砂防指定地等管理条例に基づく制限行為の許可に係る審査基準について」によるものとする。
    - ア 河川管理施設及び許可工作物からの保安距離は、別表1のとおりとする。なお、一時占用に係る許可工作物からの保安距離は、5メートルとする。
    - イ 掘削の深さは、現況河床から2メートル以内とする。
    - ウ 掘削限度は、低水位から50センチメートル以上の高さまでとする。ただし、計画河床高が設定されている区間においては、計画河床高以上とする。
    - エ 掘削は、局所的な深堀を生じないように行うものとする。
  - ② 掘削や運搬にあたっては、公害防止の対策を講じるものとする。
  - ③ 掘削後は、河川の維持管理上支障のないよう整地するものとする。

### (関係機関との調整)

第6条 許認可にあたっては、関係機関との連携に努め、必要な調整を行うものとする。

2 申請のあった河川について他に管理者（土木センター及び土木事務所を含む。）がある場合は、意見聴取など必要な調整を行わなければならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

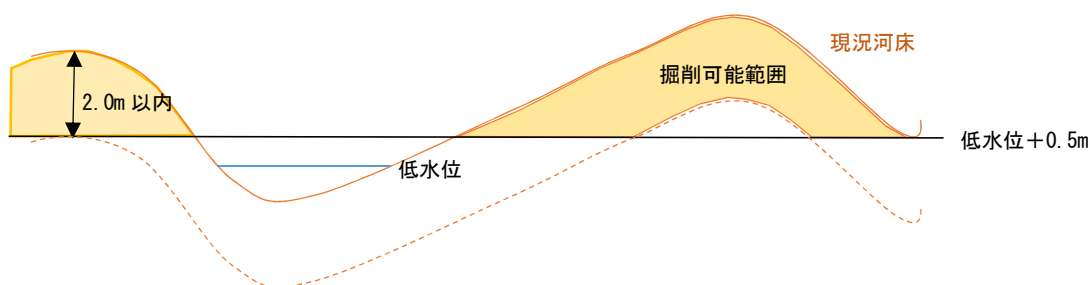
別表 1

施設の種別		大河川 (高水流量 5,000m <sup>3</sup> /s 以上)	中河川 (高水流量 5,000m <sup>3</sup> /s 未満 1,000m <sup>3</sup> /s 以上)	小河川 (高水流量 1,000m <sup>3</sup> /s 未満)	摘要
河川管理 施設	堤防	50m	30m	20m	法尻からの距離
	護岸	30m	20m	10m	基礎からの距離
	床止め/水制	200m	150m	100m	構造物端部からの距離
許可 工作物	鉄道橋	500m			
	その他橋梁	200m	150m	100m	
	取水堰	200m	150m	100m	樋門、樋管を含む

別表 1 に定めるもののほか、天然河岸の場合は、河岸の地形、地質を勘定のうえ、川幅の 10% 以上の保安距離を確保するものとする。

横断面図

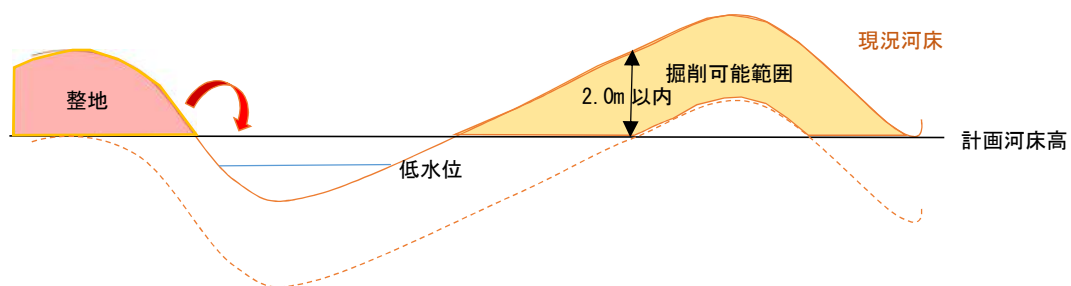
○計画河床高が設定されていない場合



掘削限度は低水位+0.5m とする。

横断面図

○計画河床高が設定されている場合



掘削限度は、計画河床高とする。

平均河床高が計画河床高より低くならないように整地を行うこと。